

平成22年度 第28回 役員会議事要旨

日時 平成23年 3月 9日 (水) 10時30分～12時20分

場所 学長室

出席者 学長，瀬口理事，中島理事，米倉理事，宮崎理事，緒方理事

オブザーバー 後藤学長室室長

◎ 学長から第25回の役員会議事要旨確認の依頼があった。

【審議事項】

(1) 国立大学法人佐賀大学顧問について

総務課長から、本件は、本学が委嘱している4名の顧問のうち、本年度末で任期満了となる2名の顧問について、学長から再委嘱の依頼をされた結果、承諾いただいていることから、引き続き1年間の任期を更新したい旨の説明があり、審議の結果了承された。

(2) 文化教育学部の入学生定員及び組織等の見直しについて

学長から、本件は、文部科学大臣通知による組織見直しの事項ごとの対応状況に関して、教員養成系学部の組織の見直しを行う案件である旨の説明があった。

また、企画部長から、本学卒業生等の教員就職率が、過去、全国平均を大きく下回る状態が継続していることなどから、3月17日の文部科学省との意見交換においても、本件に係る進捗状況や具体的な改善策等についての説明が求められる旨の補足説明があった。

さらに、企画課長から、本件については、財務省予算執行状況調査「教員養成系大学」においても、早急な改善策が強く求められている旨と、今後、教員就職率について4項目の数値目標を設定し、平成23年度までの2年間において達成できない項目が1項目でもあった場合は、入学生定員の削減を実施する旨及び入学生定員の割合が全国的に高い新課程の見直しなどを行う旨の補足説明があり、審議の結果了承された。

なお、文化教育学部への通知は、文部科学省との意見交換を踏まえた後に行うこととなった。

(3) 余裕資金の運用について

学長から、本件は、本学の平成23年度における余裕資金の運用方法に関する案件である旨の説明があった。

また、財務部長から、本件についての趣旨・背景及び平成23年度から、国債での運用を可能とするなど、「運用上の基本的考え方」等の変更点について補足説明があり、審議の結果了承された。

また、学長から、これまでの運用方法ではなく、今後の病院再整備に係る資金計画を踏まえることなど、運用方法について追加説明があった。

(4) その他

特になし。

【協議事項】

(1) 佐賀大学全学教育機構規則の制定について

学長から、本件は、4月に設置される本機構の運営等に関する暫定的な規則案を制定するもので、前回の役員会から修正した箇所もある旨の説明があった。

また、教務課長から、前回の役員会協議の規則案から、修正した箇所として、本機構の設置答申も考慮のうえ、文言の修正・追加事項及び修正した条文について補足説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

その後、監事から、条文の文言及び内容等について意見があった。

(2) 佐賀大学全学教育機構の設置に伴う関係規則等の一部改正について

学長から、本件は、4月に設置される本機構の設置に伴い、関係する規則等の一部改正を行う旨の説明があった。

また、総務部長から、本件に関し、基本規則の改正及びその改正に伴い、組織の位置付けが関係する規則全ての改正を必要とする旨の補足説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

なお、本機構の組織は、各研究科と附属図書館の間に位置付けることを原則とし、今後検討することとなった。

(3) 国立大学法人佐賀大学外国人研究員就業規則の一部改正について

学長から、本件は、外国人研究者の一層の受入促進を図るため、現行の受入限定部局を全部局が受入れできるよう、本規則の改正を行う旨の説明があった。

また、学術研究協力部長から、改正の概要として、現行の低平地沿岸海域研究センター、海洋エネルギー研究センター、産学官連携推進機構に限定されている部局を全部局が受入れることができるよう、また、他大学では既に全部局での受入可能とする規則の改正が済んでいることから、本学においても同様に本規則の改正を行う旨の補足説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(4) 国立大学法人佐賀大学法人文書管理規程の制定について

学長から、本件は、4月から施行される「公文書等の管理に関する法律」に基づき、本学の法人文書管理規程を新規制定する必要がある旨の説明があった。

また、総務部長から、本件に関し、制定の概要及び今後の手続予定について補足説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(5) 国立大学法人佐賀大学職員懲戒等規程の一部改正について

学長から、本件は、懲戒処分を受けた職員に対し、懲戒処分後に、業務上の措置を講ずることができるよう、本規程の改正を行う旨の説明があった。

また、総務部長から、本件に関し、部局等の長は、懲戒処分（懲戒解雇及び諭旨解雇を除く。）を受けた職員に対し、懲戒処分終了後に、適正な教育環境及び良好な修学環境の確保並びに職員秩序の維持のため必要と認められる場合の業務上の措置内容の概要等及び今後の手続予定について補足説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(6) ICT活用教育整備計画（案）について

学長から、本件は、平成21年9月に制定された「佐賀大学におけるICT活用教育に関する基本方針」に基づく第2期中期計画期間中の整備計画を作成するものである旨の説明があった。

また、瀬口理事から、本件は、基本方針に基づき、ICT（情報通信技術）を活用した教育環境の整備計画を策定する旨の趣旨（目的）・背景及び整備計画に基づく主なポイントについて補足説明があり、協議の結果、本件は、情報戦略本部との関連等、再検討する必要があるため、次回の教育研究評議会では審議しないこととなった。

(7) 寄附講座の設置について

学長から、本件は、医学部に設置する「重粒子線がん治療学講座」に関する旨の説明があった。

また、中島理事から、本件は、公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団から、平成23年4月1日から3年間、9千万円の寄附金額で申込みがあった趣旨(目的)・背景について補足説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(8) 国立大学法人佐賀大学職員給与規程の一部改正について

学長から、本件は、佐賀県からの女性医師等就労支援事業において、復職を目指す女性医師等の研修を担当する医師の支援を目的とする復職研修指導手当を新設する旨の説明があった。

また、総務部長から、本件に関しては、佐賀県から予算が措置される期間で、一事業年度につき5万円を毎年3月の給与支給日に本給に含めない指導手当として支給する旨の概要等について補足説明があり、協議の結果了承され、直近の経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

(9) 国立大学法人佐賀大学契約職員人事規程及び国立大学法人佐賀大学契約職員給与規程の一部改正について

学長から、本件は、契約職員の高年齢者雇用により雇用できる者の中に、定年退職した職員も含めることができるよう制度を弾力化する旨の説明があった。

また、総務部長から、本件に関し、改正の理由及び概要について、職員と契約職員の再雇用での表現等の相違及び技術職員の再雇用での補充問題等を踏まえた結果、本規程の改正が必要となった旨の補足説明があり、契約職員人事規程については審議・了承され、契約職員給与規程については、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(10) 平成23年度国立大学法人佐賀大学年度計画(案)について

学長から、本件は、平成23年度の本学の年度計画を文部科学省に提出するものである旨の説明があった。

また、米倉理事から、本件に関し、概要説明があった。

さらに、企画課長から、今回の提案ポイント及び年度計画(案)について、主な点について補足説明があり、また、財務課長から、予算書について説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び経営協議会並びに同評議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

(11) その他

特になし。

【報告事項】

- (1) 平成22年度佐賀大学学位記授与式及び平成23年度佐賀大学入学式の挙行について
総務部長から、学位記授与式と入学式の開催案内及び今回から同窓会長が出席されることと式次第に役員等の紹介を加えた旨の報告があった。
- (2) 平成23年度「来てみんなしゃい！佐賀大学へ」企画について
米倉理事から、本件については、昨年12月に学内公募し、5学部及び1センターから応募のあった9件の中から、広報戦略会議等を踏まえた結果、三つの企画が決定した旨の報告があった。
- (3) 役員会等定例会議の予定について
総務課長から、本件については、今年から1年間の予定とした旨及び開催予定日を変更している日程については、その変更理由の説明があり、現段階における開催日について、了承・確認された。
- (4) 佐賀大学チューター（担任）制度に関する実施要項等の改正について
学務部長から、本件については、平成19年度から導入しており、更に充実させる旨及び4月からのラーニング・ポートフォリオ導入に伴い、所要の改正を行う旨の報告があった。
- (5) 産学官連携推進機構及び地域貢献推進室再編検討委員会委員について
中島理事から、本件については、平成23年2月23日に制定された本委員会要項に基づいて委員が決定された旨及びその委員名簿について報告があった。
- (6) ビン大学（ベトナム）との大学間学術交流協定の締結について
学術研究協力部長から、本件については、平成23年2月21日に大学間の学術交流協定を締結した旨及びその概要について報告があった。
- (7) 美術館設置諮問委員会の設置について
総務課長から、本件については、本年の学長年頭挨拶でも話があったとおり、本件の是非を問うために諮問委員会を設置する旨及び今後の予定について報告があった。
- (8) その他
特になし。